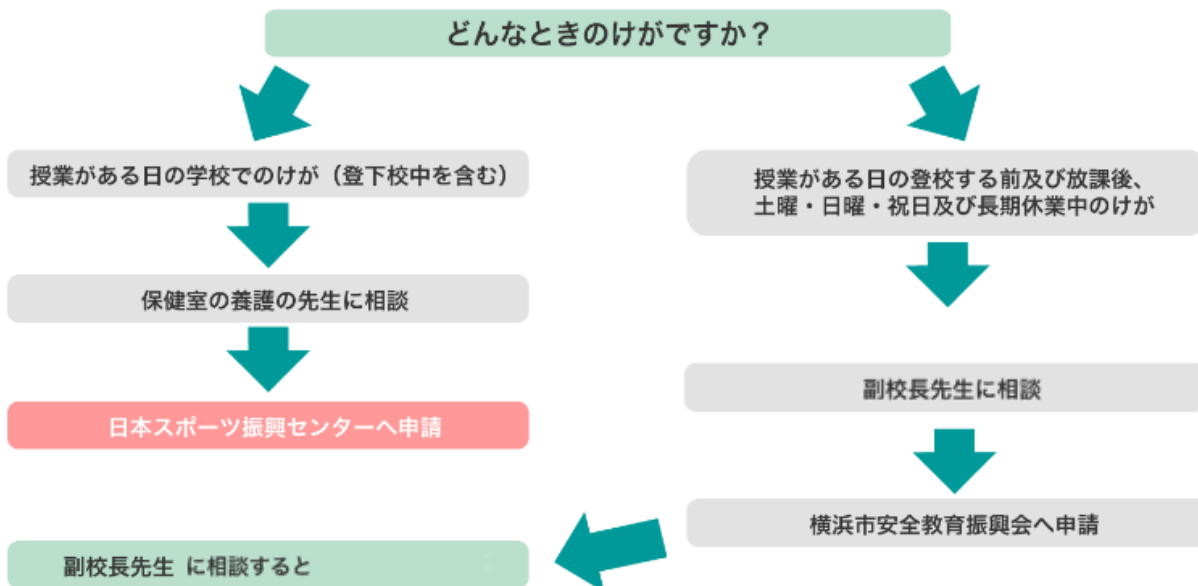



災害（事故）が発生したら（見舞金等請求の手続き）

※災害（事故）が発生した場合、先ず、学校に連絡をしてください。

もし、子どもがけがをしたら



- 1 学校から申請に関する書類（見舞金等請求申請書および入・通院証明書）がお手元に届きます。
- 2 けがが治ったら見舞金等請求申請書は保護者が記入し、入・通院証明書は医療機関に記載してもらいます。
- 3 見舞金等請求申請書および入・通院証明書を学校にご提出ください（書類は学校経由で安振会に届きます）。
- 4 安振会に書類が届きましたら内容を確認し、問題がなければ学校の指定口座に見舞金等を振り込みます。
- 5 学校から保護者に見舞金等が渡されます。

見舞金の申請には、入院または通院3回以上が必要です。詳しくは、> [「ご加入に向けて」](#)  をご覧ください。

請求手続きの手順

